

北但行政事務組合財政事情書の作成及び公表に関する条例

〔平成7年3月31日〕
〔条例第28号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による文書(以下「財政事情書」という。)の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 財政事情書の公表は、毎年5月末日及び11月末日にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の期日に財政事情書を公表することができないときは、管理者は、その事由のやんだときから1か月以内において期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

第3条 前条第1項の規定により5月末日に公表する財政事情書においては、前年10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月末日に公表する財政事情書においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。

3 管理者は、必要に応じ財政事情書の掲載事項の基礎となるべき事項及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

(公表の方法及び閲覧)

第4条 財政事情書の公表は、北但行政事務組合公告式条例(平成7年条例第1号)の定めるところにより行う。

2 前項の公表の日から6か月間何人も管理者の指定した場所においてその閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情書の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。